

水戸英宏小学校いじめ防止基本方針

2014年6月21日策定

2023年4月1日改定

水戸英宏小学校いじめ防止基本方針

2014年6月21日策定

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、どの学年、どの学級、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に関わらない児童はいないとの基本的認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。水戸英宏小学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことが出来る学校環境を整え、開校以来、教育活動の根幹に据えている「いじめ・暴力ゼロ宣言」を実践するものとする。

2. いじめの定義

いじめとは「当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3. いじめ防止の基本施策

(1) いじめの未然防止

【E I K O エリートシップ】

本校では、国際社会で活躍する品位ある人間の育成をめざし、「挨拶・礼儀・言葉遣い」「ルール・マナー遵守」「公共の場でのあるべき姿」など学内外での全ての場面において模範となる態度を育て、自律できる人間の育成を目指している。本校では「心の教育」である「E I K O エリートシップ」を通して、「いじめ」の未然防止に努めていくものとする。

- ①敬語・あいさつ運動…「敬語」の使用及び挨拶の励行。
- ②E I K O 3つのあい…「ゆずりあい たすけあい わかちあい」を通じた「思いやり」の心の育成。
- ③E I K O L I L A C…異学年交流活動による望ましい人間関係の構築。
- ④E I K O 学校生活のやくそく…学校生活の約束に基づく服装やルール、模範となる行動や望ましい服装の徹底。
- ⑤いじめ暴力ゼロ宣言…学校・児童・教職員が協力して、「いじめ暴力ゼロ宣言」を実践する。
- ⑥国際理解教育…英語授業（1年次より）、総合（3年次より）、ホームステイ受け入れ、海外語学研修（希望者参加）、海外修学旅行（5年次）、外部講師の招聘などによる国際理解教育の推進により、異文化理解を深め、人権意識を高める。

(2) いじめの早期発見のための措置

①担任・副担任制により、ひとりひとりの児童の状況をより細かく把握する。また、少人数教育（単学級）の特性を活かして、全職員が児童の人間関係およびいじめにつながるような行為の早期発見に努める。

②「いじめ暴力改善指導レベル表」を全職員・全保護者が共有し、ささいなことでも学校・保護者が情報共有できる環境を整備し、いじめの早期発見に努める。

いじめ暴力改善指導レベル表 水戸英宏小学校

指導段階	いじめのレベル	項目	被害状況
いじめ暴力 改善指導	重度時	1 2 3 4 5 6 7 8	暴力 恐喝 万引き強要 服を脱がせる 精神的苦痛を伴う 暴言 無視 誰も話しかけない
	発生期	9 10 11 12	仲間はずれ 足をかける ものかくし かけ口、手紙まわし
	阻害期	13 14 15 16 17	悪口 いじわる 机を離される 同じグループ活動を嫌がられる 仲間に入れてもらえない
未然指導 早期指導	関係悪化期	18 19 20	けんか トラブル 口論
	関係形成期	21 22 23	からかい ちょっかい いたずら

③スクールカウンセラー・養護教諭との定期的な打ち合わせを通して、適切な支援体制の構築に努める。また、職員会議等における研修活動を通して、教職員の資質の向上に努める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

① I C Tの授業を通じた情報モラルの育成。

②携帯安全教室（5年次）の実施。

4. 水戸英宏小学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) いじめの未然防止・早期発見・判定・措置等に取り組むため、校内に「いじめ対策委員会」を置く

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、副校長、教頭、教務主任、生活指導担当、その他校長が必要と認める者を構成員とする。

(3) 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う

①いじめ防止対策委員会は、原則として月1回実施する。

②基本方針に基づく取組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正を行う。

③各種関係機関、専門機関との連携を計る。

④いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録を共有する。

⑤関係する児童への指導や支援の体制及び保護者への対応方針を決定する。

⑥重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめかどうかを判定し、いじめと判定された場合には、速やかに対応措置をとる。

⑦当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進を行う。

5. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守ると共に、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為の相談や訴えがあった場合は、「いじめ対策委員会」を開き情報を共有する。
- ③関係児童及から事情を聞き、事実関係を正確に把握し、「いじめ」行為の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡すると共に、重大事態だと判断される場合は、茨城県知事に報告する。
- ④いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ①情報モラル教育を実施する。（「ICT授業（1～6年）」「携帯安全教室」等）
- ②ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

(3) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人緑丘学園・茨城県知事に報告。学校法人緑丘学園は調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)に基づき「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

①学校で行う調査の状況については、いじめをうけた児童及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

②調査結果を学校緑丘学園と茨城県知事に報告する。

③調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。関係機関との連携を進めるとともにいじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。

④警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。